П

次

目

毎週火・金曜日発行

令和 2 年 4月10日 (金曜日)

山口県告示第百二十六号

安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

令和二年四月十日

山

山口県知事 村 岡 嗣 政

解除予定保安林の所在場所 下関市豊田町大字稲見字古森四二七・四三二(以上二筆について次の図に示す部分

部分に限る。)、一〇一八四の二、字仮宿一〇二一六(次の図に示す部分に限る。) に限る。)、四四五、四四六、四四八・一〇一七八(以上二筆について次の図に示す

水源の涵養水源の涵養

解除の理由

道路用地とするため

産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水 令和二年四月十日発行令和二年四月十日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市